

東大阪市立こども一時預かりセンター条例制定の件

東大阪市立こども一時預かりセンター条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市立こども一時預かりセンター条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）を実施するため、本市に、こども一時預かりセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称、位置等)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東大阪市立岩田こども一時預かりセンター

位置 東大阪市岩田町一丁目

2 センターに、愛称を付することができる。

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

(1) 一時預かり事業

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用者の資格)

第4条 一時預かり事業を利用することができる者は、法第6条の3第7項各号のいずれかに該当する乳児及び幼児（以下「乳幼児」という。）のうち市長が必要と認める者と

する。

（使用料）

第5条 一時預かり事業を利用する乳幼児の保護者（法第6条に規定する保護者をいう。）

は、当該乳幼児1人につき1日当たり3,500円を超えない範囲内で規則で定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に定める使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、後納させることができる。

（使用料の還付）

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用の制限）

第7条 市長は、管理上支障があるときその他利用を不適當と認めるときは、センターの利用を拒むことができる。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。